

負債の時価評価（英文サマリー用要約）

小島孝一

国際会計基準では、「負債の時価評価」は「IAS 19 従業員給付」においてその手法が定められ適用されている。しかし、色々な負債の評価にこの手法を適用すると不都合と思えることがあり、当該基準が議論された記録を調べたが、私がここで展開することは議論として残っていない。また、問題解決の根拠となる答を見出せなかったので新しい問題指摘になり得るものとして発表したものである。

この論文は、およそ次のような構成にしてある。

- ・ 国際会計基準における負債の時価評価の定義
- ・ 保険数理的な価格方程式の概念により時価が導出されること
- ・ 債券のように金融商品が2次市場で市場取引される場合は、当該価格方程式の解が時価になり、その価格を公正価値と呼ぶこと
- ・ 一方、実際2次市場で取引されることの少ない契約による債権債務に対しては、当該価格方程式は一定の前提条件における理論値であること
- ・ 理論値としての時価評価を負債の生ずる契約に適用すると不都合なことや当該契約が成立しなくなることが起こることの例示
- ・ 問題の解決策：実際取引されることが少ない負債の価格は、実際取引の成立した1次市場の価格を参照することの提案
- ・ 具体的に退職給付会計の負債評価に反映する手法の提案

ところで、債券の時価評価は、満期目的の場合は償却原価法で評価して良い。退職給付会計において、指標利回りが変動するキャッシュバランスプラン（ごく普通のキャッシュバランスプラン）は実際資産評価額または仮想勘定残高（簿価にあたる）を評価額とするという改正案が国際会計基準案として議論されているところである（2004年9月）。これらは、理屈の世界で成立つ時価評価の概念からは出てこない発想である。私の提案は会計基準として検討する価値があるものと認識している。